

《不動産を取得された皆さまへ》

【不動産(土地・建物)を取得したときには】 不動産取得税の申告が必要です!!

不動産取得税とは、どのような税金ですか？

不動産（家屋・土地）を売買、新築、増改築、贈与、交換などにより取得した人に納めていただく県の税金です。

※ 登記の有無、有償・無償等は問いません。

※ 一定の要件を満たすと、住宅控除、減額、免除等に該当する場合
があります。

どこに何を申告すればいいのでしょうか？

不動産取得申告書を、最寄りの振興局税務部(課)、又は市町の資産税課（税務課）までご提出ください。（郵送可）

※ H28.1よりマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。

申告書の様式はどこにありますか？

最寄りの振興局税務部(課)か、長崎県ホームページの「申請書ダウンロードサービス」より入手してください。

いつ、どこで納めたらいいですか？

振興局税務部(課)において税額を計算し、後日、納税通知書を送付します。納税通知書の裏面に記載の金融機関、又は振興局税務部（課）にて納期限までに納付してください。



長崎県 税務課

お問い合わせ先・申告先

不動産取得申告書の書き方等ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

名 称	所在地	電話番号	管轄区域 (不動産の所在地)
長崎振興局 税 務 部	長崎市万才町3-17 長崎振興局万才町庁舎	(095) 822-3104	長崎市、長与町、 時津町
県央振興局 税 務 部	諫早市永昌東町9-26 ニューイトビル2階	(0957) 22-0508	諫早市、大村市、 島原市、雲仙市、 南島原市
県北振興局 税 務 部	佐世保市木場田町 3-25	(0956) 25-5031	佐世保市、平戸市、 松浦市、西海市、 東彼杵町、川棚町、 波佐見町、小値賀町、 佐々町
五島振興局 税 務 課	五島市福江町7-1	(0959) 72-1575	五島市、新上五島町
壱岐振興局 税 務 課	壱岐市郷ノ浦町 本村触570	(0920) 47-0629	壱岐市
対馬振興局 税 務 課	対馬市厳原町 国分1441 対馬市役所2階	(0920) 52-6780	対馬市

不動産取得申告書様式のダウンロードの方法

- ① 県のホームページの右上「電子申請」をクリック
- ② 「申請書ダウンロードサービス」をクリック
- ③ 「ジャンルから選択」の項目から「県税」をクリック
- ④ 4ページ中の3ページ目（ページの中段にあります）
「不動産の取得に関する申告」をクリック
- ⑤ 様式をダウンロードの上、記載してください。



<https://www.pref.nagasaki.jp/> （県HPアドレス）